兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第3号外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

教育委員会規則	^° →ÿ*
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一	
部を改正する規則	2
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則	2

公布された法令のあらまし

- ●兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(教育委員会規則第7号)
 平成25年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務について所要の整備を行うこととした。
- ●兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部を改正する規則(教育委員会規則第8号)

兵庫県立大学の大学法人化に伴い、兵庫県立学校授業料等徴収条例が一部改正されるため、同条例の引用条文を改めることとした。

●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則(教育委員会規則第9号)

兵庫県立大学の大学法人化に伴い、知事が所管する県立大学が存在しなくなり、学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額等に関して知事が定める規則が廃止されることから、新たに教育委員会規則において学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額等に関して必要な事項を定めることとした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日

> 兵庫県教育委員会 委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 第7条の表人権教育課の項係名の欄中「管理係 指導係」を「指導係 事業係」に改める。

第13条第2号中「及び子ども手当」を削り、同条第7号中「財団法人兵庫県学校厚生会」を「一般財団法人 兵庫県学校厚生会」に改める。

第15条第11号中「勤労生徒等の奨学金」を「高等学校奨学資金、勤労生徒奨学資金及び地域改善奨学資金」 に改める。

第18条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第24条第4号中「及び子ども手当」を削る。

第26条第7号を削り、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第31条の5第5号、第31条の10第5号、第35条第5号、第48条第5号、第54条第5号、第68条第5号、第70条の6第5号、第70条の17第5号及び第70条の23第5号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県教育委員会 委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第8号

兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部を 改正する規則

兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則(昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第3条の2」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則をここに公布する。 平成25年3月29日

^^^^^

兵庫県教育委員会 委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第9号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和39年兵庫県条例 第45号。以下「条例」という。)第4条第2項、第6条ただし書、第8条の2第1項、第20条、附則第1条 の2及び附則第2条の2の規定に基づき、教育委員会規則に委任された事項を定めるものとする。

(補償基礎額)

- 第2条 条例第4条第2項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日(以下これらの日を「被災日」という。)における当該学校医、学校歯科医又は学校薬剤師のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、別表第1に定める額とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。) の被災日において、他に生計の方途がなく主として学校医等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(学校医等に第1号に該当する者がない場合にあっては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - ⑤ 精神又は身体に著しい障害のある者
- 3 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(補償基礎額の限度額)

第3条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後 の日である場合における休業補償(以下この条において「長期療養者の休業補償」という。)に係る前条の 規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じ た日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日における年齢に応じて 別表第2の左欄に掲げる年齢階層ごとに最低限度額として同表の中欄に掲げる額に満たないとき又は最高限 度額として同表の右欄に掲げる額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその掲げる額を長期 療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

第4条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る第2条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日(以下この条において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢)に応じて別表第2の左欄に掲げる年齢階層ごとに最低限度額として同表の中欄に掲げる額に満たないとき又は最高限度額として同表の右欄に掲げる額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその掲げる額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

(休業補償を行わない場合)

- 第5条 条例第6条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
 - ② 売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(介護補償)

第6条 条例第8条の2第1項の規則で定める障害は、別表第3の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の右欄に掲げる障害とする。

(葬祭補償の基本額)

第7条 条例第20条の規則で定める額は、315,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(障害補償年金差額一時金)

- 2 条例附則第1条の2第1項の当該死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害補償年金の額は、各年度の分として支給された障害補償年金の額に当該死亡した日の属する年度の4月1日において経験年数に応じて定められていた補償基礎額を当該各年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として教育委員会が定める率を乗じて得た額とする。
- 3 条例附則第1条の2第1項の当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合における当該障害補償年金前払一時金の額は、その現に支給された障害補償年金前払一時金の額に当該死亡した日の属する年度の4月1日において経験年数に応じて定められていた補償基礎額を当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として教育委員会が定める率を乗じて得た額とする。

(遺族補償一時金の支給に係る遺族補償年金前払一時金の額の算定)

4 条例附則第2条の2の規定により読み替えられた条例第14条第1項第2号の当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合における当該遺族補償年金前払一時金の額は、その現に支給された遺族補償年金前払一時金の額に当該権利が消滅した日の属する年度の4月1日において経験年数に応じて定められていた補償基礎額を当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として教育委員会が定める率を乗じて得た額とする。

別表第1(第2条関係)

医師、歯科医師又は薬 剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医 の補償基礎額	5,660円	7, 352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円

i			•			
学校薬剤師の補償基礎 額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

備考

- 1 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。)としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。
- 2 次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた 年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及び歯科医師にあっては4年、薬剤師にあっては5年
 - ② 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年
- 3 前項に該当しない者については、教育委員会の定めるところにより、前項に準じて医師等としての経験年数を加減する。

別表第2(第3条、第4条関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,028円	12,954円
25歳以上 30歳未満	5,648円	13,090円
30歳以上 35歳未満	6, 208円	15,944円
35歳以上 40歳未満	6,647円	18,498円
40歳以上 45歳未満	6,925円	21,685円
45歳以上 50歳未満	6,903円	23, 524円
50歳以上 55歳未満	6,551円	24, 551円
55歳以上 60歳未満	5,757円	23,052円
60歳以上 65歳未満	4,602円	19,090円
65歳以上 70歳未満	3,950円	15, 247円
70歳以上	3,950円	12,954円

別表第3(第6条関係)

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	 1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの 3 1及び2に掲げるもののほか、条例別表第1に定める第1級又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって、1及び2に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が 随時介護を要するもの2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介 護を要するもの3 条例別表第1に定める第1級又は条例別表第2に定める第 1級に該当する障害であって、1及び2に掲げるものと同程度 の介護を要するもの